

## 平成28年度第13回総会（月例）議事録

日 時	平成29年3月28日（火） 午前10時開会																								
場 所	市民福祉プラザ5階 中会議室																								
出席委員 （17名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>飯屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>横峯 明人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	飯屋 幸孝	弟子丸 宗一	堂免 修	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	堀之内 薫	横峯 明人		上四元 正昭		園山 一則		豊留 辰男		永尾 寛		福永 大悟		外園 義興		脇田 サトエ
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																								
有村 伊智博	飯屋 幸孝																								
弟子丸 宗一	堂免 修																								
中村 秀彦	鳩宿 隆雄																								
堀之内 薫	横峯 明人																								
	上四元 正昭																								
	園山 一則																								
	豊留 辰男																								
	永尾 寛																								
	福永 大悟																								
	外園 義興																								
	脇田 サトエ																								
欠席委員 （2名）	岩元 節朗            村山 利清																								
事 務 局	<p>事務局長    川村</p> <p>主 幹        永野</p> <p>支局主任    引地、小山田、大小田、吉永、中村、稲付、陣ヶ尾、濱畑、吉村</p> <p>専門員       徳永</p> <p>主 査        栗須、内村、宇出津、山口、上原、河野、二俣、有田、原口</p> <p>              高橋</p> <p>主 任        村山</p> <p>主 事        池田</p> <p>主 査        村田</p>																								
農政総務課																									
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>5 非農地認定に関する件</li> <li>6 農用利用変更届出に関する件</li> <li>7 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> <li>9 全国農業新聞支局情報員の選任について</li> </ol>																								
報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 裁判所から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</li> <li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>5 農業委員会事務の実施状況等の公表について</li> </ol>																								

議

長

開 会 (午前10時)

定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第13回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、岩元委員、村山委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、鳩宿委員、横峯委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する」及び議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1ページ～8ページ 13件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。  番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。  番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、東桜島、事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>ご報告します。  番号4号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号5号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。  番号6号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。  番号7号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b></p> <p><b>9ページ～10ページ 2件</b></p>	
議長	次に、議題2、「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟118.00㎡、庭敷地等147.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…里道、西・南…本人畑、北…他人畑、里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、共同住宅、共同住宅2棟351.39㎡、通路等809.61㎡、駐車場300.00㎡、東…里道、宅地、西…宅地、南…宅地、雑種地、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b></p> <p><b>11ページ～21ページ 25件</b></p>	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：資材置場、資材置場747.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西・南…宅地、北…他人畑、宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号2号、賃借権、設定、通路、通路297.00㎡、東…市道、西…山林、南…宅地、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、西陵団地の西側市道沿いにある畑で、今回、申請地の西側に位置する山林を土捨て場として埋め立てるにあたり、申請地を借り受け通路として一時転用するものです。</p> <p>なお、貸人は、農地法の許可が必要であることを知らずに、平成元年頃に整地し、通路及び駐車場として利用していたことから、始末書の提出を求め、添付されております。</p> <p>貸人に対しては、代理人を通じ、転用を行う場合は農地法の許可が必要であること、今後このようなことのないよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員

ご報告します。

番号3号、所有権移転、売買、店舗等、店舗1棟124.21㎡、駐車場等372.79㎡、東・西…宅地、南…渡人田、北…県道、境界…コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、汚水…公共下水道。

番号4号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟182.28㎡、庭敷地等274.72㎡、東…貸人畑、西・南…宅地、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号5号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟120.07㎡、庭敷地等176.83㎡、東・西…宅地、南…貸人畑、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号6号、所有権移転、売買、通路、通路153.00㎡、東…市道、西…山林、南…雑種地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

この件につきまして補足説明を致します。

申請地の転用は隣接する山林と一体利用するもので、奥にある受人の山林への通路として利用するものです。

番号7号、使用貸借権、設定、通路、通路16.00㎡、東…私道、西・北…貸人田、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

この件につきまして、補足説明をいたします。

今回の転用は、申請地の奥に住家1棟を建築するため、建築基準により4mの幅員が必要なため通路として転用するものです。

番号8号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟108.06㎡、庭敷地等131.94㎡、東・北…市道、西…宅地、南…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号9号、所有権移転、売買、医療施設、診療所1棟248.07㎡、駐車場等470.83㎡、東…県道、西・北…宅地、南…宅地、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号10号、所有権移転、売買、医療施設、薬局1棟61.25㎡、駐車場等79.75㎡、東…県道、西・北…別件5条申請地、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号11号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場2,391.00㎡、東・南…農道、西…山林、北…宅地、他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。

番号12号、所有権移転、売買、運動場、運動場1,151.00㎡、東・北…他人畑、西…他人畑、山林、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号13号、所有権移転、売買、建売住宅、住家14棟804.40㎡、通路、公園1,295.80㎡、庭敷地等2,881.10㎡、東…他人畑、南…山林、西…宅地、水路、他人畑、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。

この件につきましては、事務局から補足説明を致します。

<p>谷山支局</p>	<p>それでは番号13について補足説明をいたします。(図面掲示)  この件につきましては、1月の総会において審議された1件でありましたが変更があり、取下げをして再度申請があったものであります。  前回はここの水路沿いに一部農地が残るということでありましたが、これを変更し、5筆については全筆転用になり、ここの2筆の一部が農地として残ります。  事業計画では、黄色く塗られた農地部分に建売住宅14棟を建築するものです。  なお市街化調整区域の3,000㎡以上の開発でありますので、区域面積に対して6%以上の面積を有する公園を含んでおります。  なお、今回の申請における開発許可申請は昨年3月31日に受付されたものであります。  以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、吉野、17番委員お願いします。</p>
<p>17番委員</p>	<p>ご報告します。  番号14号、所有権移転、贈与、通路、通路64.00㎡、東…宅地、西…雑種地、南…私道、北…受人畑、境界…土留、雨水…自然流下。  この件につきまして、補足説明を申し上げます。  今回の申請は、申請地北側にあります、受人所有の袋地となっている農地への通路として申請されたものであります。  番号15号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場128.00㎡、東…宅地、西・南…里道、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。  番号16号、所有権移転、贈与、駐車場、駐車場240.00㎡、転回場等963.25㎡、東…市道、西…山林、南…山林、他人田、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。  この件につきまして、補足説明を申し上げます。  受人は申請地周辺において観賞用のショウブを植付けており、そこへの来園者用のためすでに駐車場として使用されており、転用許可が必要なことを知らなかったとの理由で、始末書が提出されていまして、現地調査時に、許可を受けてから転用するよう指導したところでございます。  番号17号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟72.87㎡、庭敷地等426.13㎡、東・北…渡人畑、西…他人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。  番号18号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟114.27㎡、庭敷地等217.73㎡、東・南・北…宅地、西…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。  番号19号、賃借権、設定、資材置場、資材置場445.00㎡、東…私道、西…他人畑、南…里道、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。  以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、吉田、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、使用貸借権、設定、資材置場、資材置場1, 779.00㎡、法面等3, 215.00㎡、東…宅地、西・北…山林、南…里道、墓地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件については、事務局より補足説明を申し上げます。</p>
吉 田 支 局	<p>それでは番号20について補足説明をいたします。(図面掲示)</p> <p>場所は吉田支所から南西に4.2kmの所になります。吉田インターチェンジから西側に400mの位置にあります。</p> <p>申請人は製材業を営んでおりまして、この色が塗ってある所全体が一体利用ということで、4,994㎡利用するものでありますが、農地につきましては、この一部に427㎡ありまして、県木等をこのように置く場所として利用するものであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲168.88㎡、東・南…他人畑、西…市道、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝。</p> <p>番号22号、所有権移転、売買、建売住宅、住家5棟292.83㎡、通路535.46㎡、庭敷地等1, 868.71㎡、東・南…里道、西…里道、他人田、北…他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号23号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟113.44㎡、庭敷地等795.56㎡、東・南…宅地、西…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号24号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲617.00㎡、東…他人畑、西…渡人畑、南…宅地、北…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝。</p> <p>番号25号、賃借権、設定、事務所、事務所1棟108.08㎡、倉庫1棟100.53㎡、駐車場等822.39㎡、東…県道、南…市道、西…宅地、公園、北…宅地、渡人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、除外審議済の番号11、12号以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「1番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、1番委員どうぞ。</p>
1 番 委 員	<p>11ページの番号2ですが、既に転用されているということでありまして、一時転用期間の記載があり、これは畑に戻されるということによろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>番号2につきましては、備考欄にございますように、29年4月1日から32年3月31日の一時転用が終わった後には、農地に復元するという条件付で許可をするものでございます。</p>
1 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」25件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。但し、転用面積が3,000㎡以上である番号13号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件

22ページ～23ページ 5件

議長

次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。

まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。23ページ、番号5号につきましては、15番委員自身が、申請人となっている案件でございます。従いまして、15番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。

(15番委員離席後)

それでは、番号5号につきまして、審議に入ります。  
委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。

(しばらく経ってから)

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」番号5号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

残りの案件の審議に入ります前に、15番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。

(15番委員着席後)

それでは、番号1から4号までにつきまして、審議に入ります。  
委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」番号1から4号までにつきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題5. 非農地認定に関する件 24ページ～29ページ 14件	
議 長	次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：住家2棟、46年・33年経過、現況宅地。 番号2号、調査結果：共同住宅1棟、車庫1棟、33年経過、現況宅地。 番号3号、調査結果：共同住宅1棟、20年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果：6543-1：雑木、ゴキ竹自然繁茂、約40年経過、 現況山林。1623-2：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：杉、約30年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：雑木、ゴキ竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：杉、約20年経過、現況山林。 番号8号、調査結果：8203-2：孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山 林。他：雑木自然繁茂、約40年経過、現況宅地。 番号9号、調査結果：住家1棟、29年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号10号、調査結果：8590-2：住家1棟、40年経過、現況宅地。8 590-4：庭敷地として40年経過、現況宅地。 番号11号、調査結果：杉、檜、約30年経過、現況山林。 番号12号、調査結果：倉庫1棟、45年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号13号、調査結果：法面として約40年経過、現況雑種地。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、調査結果：杉、約20年経過、現況山林。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「非農地認定に関する件」14件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題6. 農地利用変更届出に関する件</b></p> <p><b>30ページ 1件</b></p>	
議長	<p>次に、議題6. 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年5月1日、工事終了日：平成29年5月15日、周囲の状態：東…宅地、雑種地、西…宅地、南…水路、北…里道、境界…ブロック積、作物…果樹、高さ…0.5m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6. 「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題7. 農用地利用集積計画に関する件 31ページ～52ページ 45件	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>35ページ、番号2号につきましては、9番委員自身が、42ページ、番号24号につきましては、14番委員自身が代表の農地所有適格法人が、51ページ、番号41、42号につきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、「議事参与の制限」になりますので、9番委員、7番委員、14番委員におかれましては、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず9番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(9番委員離席後)</p> <p>それでは、番号2号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>35ページをご覧ください。</p> <p>番号2号、2筆で地目：畑、面積1,331.00㎡、権利の種別：使用貸借権、設定期間3年、区分：新規。</p> <p>平成29年3月31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」番号2号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、9番委員におかれましては、ご着席をお願いします。14番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(9番委員着席、14番委員離席後)</p> <p>それでは、番号24号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 42ページをご覧ください。 番号24号、地目：田、面積996.00㎡、権利の種別：使用貸借権、設定期間3年、区分：新規。 平成29年3月31日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7、「農用地利用集積計画に関する件」番号24号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 次の案件の審議に入ります前に、14番委員におかれましては、ご着席をお願いします。7番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(14番委員着席、7番委員離席後)</p> <p>それでは、番号41、42号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 51ページをご覧ください。 番号41号、地目：田、面積863.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：更新。 番号42号、地目：田、面積1,078.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：更新。 平成29年3月31日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7。「農用地利用集積計画に関する件」番号41、42号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの41件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
---	--

<p>事務局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>31ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成29年3月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権14件27,370.00㎡、うち新規10件9,880.00㎡、賃借権31件62,738.00㎡、うち新規20件49,053.00㎡、合計45件90,108.00㎡、うち新規30件58,933.00㎡となっております。</p> <p>次に32ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間設定期間10年が7件、3年、5年が各3件、5年から10年未満が1件となっております。</p> <p>次に33ページをお願いします。</p> <p>これは、31ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が10件、5年が7件、3年、5年から10年未満が各6件、1年から3年未満が2件となっております。</p> <p>次に34ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権36筆、賃借権64筆、計100筆。面積は、田35,301.00㎡、畑21,515.00㎡、樹園地33,292.00㎡、計90,108.00㎡うち更新分は、31,175.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は45人。うち更新分は15人となっております。</p> <p>次に35ページから52ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 2件	
議 長	次に、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、谷山、13 番委員お願いします。
13 番委員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、貸駐車場。 4. 現況、申出地は、下福元町玉利地区にあり、谷山支所から南西へ約 2.3 km に位置し、東側は私道・宅地、西側は山林、南側は宅地、北側は他人畑に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	次に、吉田、14 番委員お願いします。
14 番委員	ご報告します。6 ページです。 3. 変更後の用途、畜舎（哺育舎）。 4. 現況、申出地は、本名町都迫地区にあり、吉田支所から西へ約 2.7 km に位置し、東・西側は水路、西・北側は里道に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「16 番委員」挙手あり〕  はい、16 番委員どうぞ。
16 番委員	2 ページですが、貸駐車場となっておりますが、畑、1, 127 m <sup>2</sup> 、これだとかかなりの車が入るといふふうに考えますが、その駐車場に入れる車というのは、どういう車で何台位予定を立てているのか教えて下さい。

農政総務課	面積が1, 127㎡ございますが、この場所は傾斜地でございますので、実際に造成して駐車場として活用する面積は593㎡、残りは法面緑地という計画でございます。この駐車内容につきましては、地図に下にございますデイスサービス施設、こちらの職員及び来客の方が使用されるものとしておりまして、台数が20台となっております。
16番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題9. 全国農業新聞支局情報員の選任について</b> <b>別冊資料3</b>	
議長	次に、議題9. 「全国農業新聞支局情報員の選任について」を審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>別冊資料3 議案第9号の「全国農業新聞支局情報員の選任について」をご覧ください。</p> <p>現在、全国農業新聞の鹿児島県支局情報員である1番委員の任期が切れることから、新情報員を選任するため協議をお願いするものであります。</p> <p>これまでの経緯ですが、全国農業新聞鹿児島県支局情報員は振興部会長のあて職とし、任期の途中であってもその都度変更してきました。平成28年度の新体制移行に伴い、農地・振興両部会は廃止されたことにより、振興部会長の職がなくなりました。そこで昨年（平成27年）の第2回総会で、旧情報員でありました1番委員に任期終了まで引き受けていただいております。</p> <p>全国農業新聞支局情報員の任務ですが、</p> <p>（1）情報員は地域の農業・農村の情報を収集し、定められた期日までに全国農業新聞鹿児島県支局へ写真を添付し原稿を送付する。</p> <p>（2）情報員は、支局（県農業会議）主催の編集会議に参画し、紙面の充実に協力する。となっております。</p> <p>一番下に、1番委員が提供しました平成29年1月27日の鹿児島県版記事を添付しておりますので、お目通しください。</p> <p>新情報員の任期は平成29年4月から平成31年3月までとなっております。今回、新情報員の選出方、よろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	報酬はあるのですか。
事務局	報酬は、年に1回記事を書く担当がありますので、それに対して原稿料が支払われます。
16番委員	いくらですか。
1番委員	6,000円だったと思います。それから源泉税が引かれます。
5番委員	年に1回ですか。
事務局	はい。年に1回記事を担当していただくことになります。
16番委員	年に1回原稿を書いて出せばいいということですか。
15番委員	<p>私は、1番委員の前に担当していたのですが、鹿児島県版に載せるニュースと全国版に載せるニュースがございます。よほどのことがない限り全国版には載りません。鹿児島県版に出ます。ローテーションが決まっています、何月はどこというふうに決まっています。年によっては年2回廻ってきます。鹿児島をブロックごとに分けてありまして、鹿児島市のこういう所を紹介したいというところを写真付でお願いするわけです。報酬は私の時で5,000円でした。できれば、自分達の地域を宣伝したい、してもらいたいという方がいらっしゃったら、この方に記者になってもらいたいです。写真の撮り方、原稿の書き方の講習会もございますので、就任したらためになるのではないかと思います。よろしく願います。</p>
議 長	<p>それでは、ここで立候補してなってみたいと思っている方はいらっしゃいませんか。</p> <p>(立候補者なし)</p> <p>立候補者もなかなかいらっしゃらないので、18番委員から15番委員でどうですかということですが、15番委員に引き受けてもらえないでしょうか。</p>

15番委員	他にいらっしゃらなければ、引き受けます。
議長	<p>(全員拍手)</p> <p>それでは、15番委員が引き受けてくださるということで、よろしくお願いたしします。</p> <p>それでは、議題9.「全国農業新聞支局情報員の選任について」は、15番委員に決定することにいたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きますので、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について</b> <b>53ページ 1件</b>	
議 長	報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 それでは、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	報告します。53ページです。 照会日：平成29年3月3日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：買受適格証明書を有する者に限らない。平成29年3月16日に鹿児島地方裁判所へ報告済。 以上です。
<b>2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</b> <b>54ページ 1件</b>	
議 長	続きまして、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、伊敷、事務局お願いします。
伊 敷 支 局	この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が2月21日に提出されました。 申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は田3,071㎡、転用目的は宅地造成です。 次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内の農地であり、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものです。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域、整備計画との関係」ですが、農業振興地域外で農用地区域外です。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「申請に係る土地5筆は、いずれも市街化区域内に所在する農地であるため、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく転用届出が必要である。」と回答しているところです。 以上のとおり、土地利用調整課へ2月28日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。

<b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>55ページ～56ページ 5件</b>	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。
事 務 局	<p>55ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は5件です。</p> <p>登記地目別では、田3筆、1,964.00㎡。畑10筆、8,474.00㎡。合計13筆、10,438.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が5件。権利の種別は、所有権が5件。農業委員会によるあっせん等は、有が0件、無が5件となっております。</p> <p>56ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
<b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>57ページ～65ページ 26件</b>	
事 務 局	<p>57ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、多い順に一般住宅が2件、共同住宅、駐車場、その他が各1件、合計5件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が12件、駐車場が4件、その他が3件、共同住宅、資材置場が各1件、合計21件となっております。</p> <p>58ページから59ページは、4条関係5件、60ページから65ページは、5条関係21件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>

**5. 農業委員会事務の実施状況等の公表について**  
**別冊資料4**

事 務 局	<p>お手元の別冊資料4をお目通しください。</p> <p>報告事項5 農業委員会事務の実施状況等の公表について</p> <p>農業委員会の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定につきましては、毎年度、活動の点検・評価及び活動計画等の策定を行っているところです。</p> <p>昨年度からこの取り扱いについて、地域農業者等からの意見聴取がなくなりましたことに伴い、策定の手順が一部変更になりましたので、取扱いの手順についてご説明します。</p> <p>活動の点検・評価及び活動計画等の策定の手順ですが、点検・評価及び活動計画等の案の作成及び検討では、3月末までの数値を取りまとめ、5月までに28年度の活動に対する自らの点検・評価の案を、また、29年度の目標とその達成に向けた活動計画の案を取りまとめ、5月の月例総会において検討します。</p> <p>点検・評価及び活動計画等の決定では、5月末までに検討結果を取りまとめた上で、28年度の点検・評価及び29年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定します。</p> <p>その後農業委員会は、決定した点検・評価結果及び目標とその達成に向けた活動計画を、平成29年6月の合同委員会で報告し、6月末までに市のホームページにより公表するとともに、都道府県を通じて、九州農政局に報告します。</p> <p>手順については以上ようになります。</p> <p>5月の総会の中で、平成28年度の点検・評価と平成29年度の目標と活動計画につきまして案の作成と検討をすることとしております。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時00分)</p> <p>(人事異動異動職員紹介)</p> <p>(退職者あいさつ)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>・平成29年度第1回総会（月例）開催日時は、 4月28日（金）午前10時開会 本館2階 講堂</p>

議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。  閉 会（午前11時10分）
-----	---